|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 請　　　　　　書 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　）年　　月　　日 　　上三川町長 　星　野　光　利　様 　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所 　　　　　　　　　　　　　　　受託者 　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印 |  |
|  | 委託業務の名称 |  |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期間 |  　　　　　（　　　　）年　　月　　日　　から 　　　　　（　　　　）年　　月　　日　　まで |
| 業務委託料 |  　　　　　　　　　　　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　　円） ［備考］（　）の部分は、受託者が課税事業者である場合に記載する。 |
|  　　上記の業務を、次の条項により履行することをお請けします。 １．頭書の業務を、頭書の履行期間内に別冊設計書、図面及び仕様書に基づき完成すること。 ２．この契約によって生ずる権利義務を、第三者に譲渡し、又は承継しないこと。ただし、貴 　職の承認を得た場合は、この限りでないものとする。 ３．業務の施行に関しては、すべて貴職の指定した監督員（以下「監督員」という。）の指揮 　監督に従うこと。 ４．業務の施行が図面又は仕様書に適合しない場合において、貴職又は監督員から図面又は仕 　様書に基づく修補の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、業務委託料 　の増額又は期限の延長の請求はできないこと。 ５．受託者の責めに帰する理由によって、頭書の完成期日に、業務を完成することができない 　ときは、その理由を明らかにして期間内に届け出ること。この場合において、期間後に完成 　する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして貴職の承認を受け、遅滞違約金（未済 　部分の委託料相当額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。））を支払い、業務を完成すること。 ６．業務が完成したときは、書面で通知し、検査に合格後、業務委託料の請求ができること。 ７．本書に定めない事項については、必要に応じて当事者協議の上定めるものとする。 |